



よりよい人間関係の形成

校長 石ヶ森 孝順

文部科学省は、いじめの定義をこれまで何度か見直し、現在は次の内容になっています。

「いじめ」とは、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（平成25年9月施行 いじめ防止対策推進法第2条）

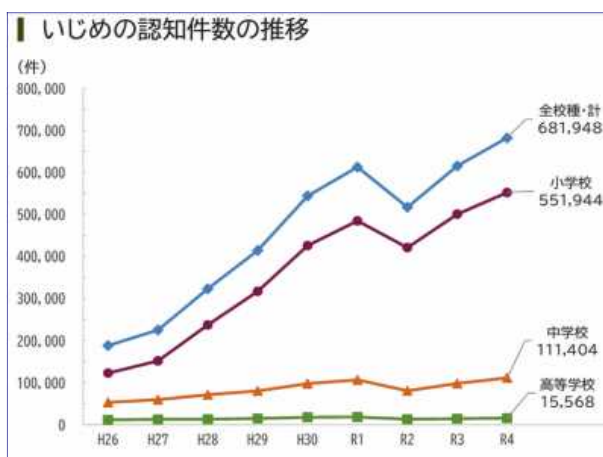
旧来と比較すると、「一方的に」「継続的に」「深刻な」などの文言が削除されました。

このことによって、全国の小学校におけるいじめの認知件数は、大きく増加しました。

「いじめの芽」や「いじめの兆候」なども、いじめとして積極的に認知することにより、見落とすことなく解消につなげる姿勢が重視されてきています。

令和2年度の減少は、感染症の影響により、児童間の物理的な距離が広がったこと、直接対面するやり取りが減ったことなどが、背景として考えられています。

本校では、いじめ見逃しゼロを目指し、毎週いじめ対策会議を開き、小さなトラブルも積極的にいじめとして認知しています。本年度は、4月から10月までに45件を認知し、教育委員会に報告しています。アンテナを高くして児童の不安や悩みを受け止めながら、よりよい人間関係を築けるよう、次の3点を柱として生徒指導を進めているところです。



未然防止

様々な場面で、お互いの価値観や個性を認め合う大切さを教えながら教育活動を進めています。児童会は、スローガン「ストップちくちく！心をしずめて」を掲げ活動しています。

早期発見

子どもの心のサインを見逃さないよう、児童アンケートや定期・不定期の教育相談を実施するなど、学級担任を中心に教職員間で連携を図りながら児童の声に耳を傾けています。2月には、第3回児童アンケートを実施する予定です。

早期解決

学校としていじめを認知した場合には、正確な事実確認を行うとともに、子どもの心に寄り添って原因や背景を捉え、早期解決を図ることとしています。

ご家庭におかれましては、基本的な生活習慣や社会のルール・マナーを教える一方で、お子さんとの触れ合いや会話の時間を大切にされながら、折に触れ、かけがえのない存在であることを伝えてくださればと思います。何か気になることがございましたら、学校までお知らせください。

